六十三	鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町六百四十五番地
六十四	日本海信用金庫	島根県浜田市殿町八十三番地一
六十五	島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町二百五十二番地一
六十六	おかやま信用金庫	岡山県岡山市北区柳町一丁目十一番二十一号
六十七	備前信用金庫	岡山県備前市伊部千六百六十番地の七
六十八	しまなみ信用金庫	広島県三原市港町一丁目八番一号
六十九	萩山口信用金庫	山口県山口市道場門前一丁目五番一号
七十	西中国信用金庫	山口県下関市細江町一丁目一番八号
七十一	東山口信用金庫	山口県防府市天神一丁目十二番十八号
七十二	徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町八番地
七十三	阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町二十八番地十四
七十四	東予信用金庫	愛媛県新居浜市中須賀町一丁目六番三十七号
七十五	幡多信用金庫	高知県四万十市中村京町一丁目十七番地
七十六	福岡信用金庫	福岡県福岡市中央区天神一丁目六番八号
七十七	たちばな信用金庫	長崎県諫早市八坂町一番十号
七十八	熊本第一信用金庫	熊本県熊本市中央区花畑町十番二十九号
七十九	都城信用金庫	宮崎県都城市上町八街区十号
八十	高鍋信用金庫	宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町六百七十三番地
八十一	奄美大島信用金庫	鹿児島県奄美市名瀬幸町四番十八号
八十二	北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目七番地の一
八十三	釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目二番地
八十四	青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川二百七番一
八十五	石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目十一番五号
八十六	群馬県信用組合	群馬県安中市原市八百六十八番地六
八十七	ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町百二十五番地
八十八	埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉四十四番地十六
八十九	全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目六番地の一
九十	文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目百一番地
九十一	東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目五番三号
九十二	新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区営所通一番町三百二番地一
九十三	新栄信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目一番二号
九十四	三條信用組合	新潟県三条市興野三丁目十一番十二号
九十五	巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲四千百八十番地一
九十六	都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目十九番十一号
九十七	富山県信用組合	富山県富山市大手町三番五号
九十八	金沢中央信用組合	石川県金沢市上近江町十五番地
九十九	滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光二番四十五号
百	のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目三番五号
百一	淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目三番十七号
百二	山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目二番四十号
百三	とびうめ信用組合	福岡県福岡市東区箱崎一丁目十番八号
百四	長崎県民信用組合	長崎県佐世保市下京町九番十二号
百五	宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市南郷町中村乙八千二百四十一番地二
百六	奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町六番五号

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十八年一月一日から平成二十八年六月三十日までとする。

公　　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第３５３号
滋賀県甲賀市信楽町多羅尾1054番地
債務者　櫟　康次郎
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古山　　力
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５７９号
北九州市八幡西区木屋瀬５丁目５番21号（レトア木屋瀬Ⅱ102）、前住所北九州市八幡東区白川町９番15─807号
債務者　吉村　雄介
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　章悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１７８号
大分市高城本町２番18号（リビングハイツ高城Ａ106）
債務者　首藤　栄庸
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月８日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２３４号
大分市大字毛井25番地の１
債務者　辻嶋美由紀
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　久子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５４８号
埼玉県川越市大字笠幡1645番地144
債務者　鎌田　順也
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　保之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５８号
熊本県球磨郡相良村大字川辺6070番地
債務者　鶴田　洋子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　幸広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第１０８号
岐阜県瑞浪市学園台２丁目６番地の４
債務者　増田　晃一
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安井　典高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第４８８６号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目９番14号
債務者　アオイテクノこと　清水　　司（旧姓木田）
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部